

税制調査会 第10回専門家委員会議事録

日 時：平成22年11月1日（月）14時00分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○神野委員長

それでは、定刻となりましたので、第10回「専門家委員会」を開催したいと思います。

池上委員は後ほど御出席いただけるということでございますので、始めさせていただきます。

前日も申し上げましたし、本日の議事次第にも書いてございますように、本日の会議では、消費課税についての御議論を頂戴したいと考えております。

初めに事務局から資料の御説明をいただいた後、討議をしていただきたいと考えておりますけれども、前回同様、資料が大部であり、事前にも既にお送りしているということもございますので、説明につきましては要点のみ簡潔に頂戴できればと思っております。

それでは、初めに消費課税について、財務省主税局の新川税制第二課長から御説明をお願いいたします。

○新川税制第二課長

新川でございます。それでは、お手元の資料に従って説明をさせていただきます。「資料（消費課税）」とある資料を御覧ください。

1・2枚目をおめくりいただきますが、これは昨年末の税制改正大綱、所得税法等の一部を改正する法律の消費税に関する部分の抜粋でございます。

3ページは税収の推移ということで、消費税は景気動向に左右されにくい安定した税収を出しているところでございます。

4・5ページの辺りに、消費税あるいはそれに先立ちます売上税なりの議論の歩み、あるいは消費税制度の歩みについてまとめたものでございます。

6・7ページは、消費税の用途に関する資料でございます。6ページは現行の予算総則にあります消費税収が充てられる三経費、7ページが社会保障給付との関係で、国、地方の社会保障給付、これは公務員の人件費等の事務費は除いてございます。給付のみでございます。給付のみに限った場合の公費負担は国、地方でおおよそ3対1ということでございます。

8ページ以降、社会保障に関する資料でございますが、8・9ページは人口比、10ページは社会保障給付の将来見通しに関する資料でございます。適宜御参照ください。

11ページから13ページは、国民負担率に関する資料でございます。これも適宜御参照ください。

14ページを開けていただきますが、これは過去の消費税に関する議論についての記述を抜粋したもので、過去の政府税制調査会における議論でございます。少し下線部分に着目いただきますが、逆進性に関する議論として、所得に対して逆進性であるとの指摘があると。こうした指摘を十分念頭に置く必要があるが、あるべき再分配政策を考える上では、一税目の

負担のみに着目するだけでは不十分であり、他税目や社会保険料を含む負担全体、社会保障給付等の受益全体も考慮に入れなければならないという記述、中ほどの方ですが、これは一時点の所得水準だけではなくて、生涯、いわゆるライフサイクルを通じた負担という考え方、下の方は、複数税率に関する記述がございます。

15 ページ以降でございます。所得の再分配に関する資料、あるいは逆進性に関する資料でございます。

15・16 ページ。これは収入階級に占める税負担、うち消費税の割合を示しています。

17 ページは、社会保障制度あるいは税制による再分配ということで、社会保障による再分配の力の方が税制に比べて強いということでございます。

18 ページは、仮に1兆円を消費税で賄って、これを社会保障で配った場合の一つのモデルケースだということでございますが、一定の推定の下に表したもので、これは平成20年経済財制諮問会議に提出された資料でございます。

19 ページ、これは消費税のみならず、所得税あるいは社会保険料も併せたところの税の実効負担に関する資料でございます。

20 ページ以降でございます。複数税率、軽減税率に関する資料が幾つかございますので、適宜御参照ください。

25 ページ、これはカナダにおけます GST クレジット制度の概要でございます。

26 ページ以降、課税の適正化に関する資料を幾つか入れてございます。26・27 ページは仕入税額控除に関する資料でございますが、現行の仕入税額控除については請求書等の保存を条件に控除を認めるという、請求書等保存方式という制度を取っているところでございます。

28 ページ以降はインボイスに関する資料でございます。28 ページは春のセッションでも御紹介した資料でございます。

29 ページがこれまでのインボイスに関する政府税制調査会における議論でございますが、下線部を御覧いただきますと、複数税率が採用される場合はインボイス方式を採用する必要があるですとか、あるいはインボイス導入の際に例えば仕入税額の適正化には資するけれども、免税事業者が取引から排除されかねないという懸念もあるということ、事業者の負担といったような論点が示されてございます。

30 ページ以降は、免税点あるいは簡易課税制度に関する資料でございます。

31 ページを御覧いただきます。平成14年の税制調査会では免税点制度については大幅に縮小、法人については免税事業者から除外すべき、あるいは簡易課税制度については原則廃止をすることが適当との報告は示されてございますが、実際は30ページにございますような見直しということになってございます。

33 ページを御覧いただきますが、これが課税事業者あるいは免税事業者の数を推計したものでございます。課税事業者の数字はかなりかたい数字であります。免税事業者については各種統計を合わせたものということになります。

34 ページが免税点制度の国際比較でございます。例えばドイツを御覧いただきますと、日

本よりもかなり低い免税点になっておりますが、フランスやイギリスは、為替レートにもよりますけれども、ほぼ 1,000 万程度ということですが、我が国が前々年度の課税売上げを基に免税かどうかを決めているのに対して、フランスあるいはイギリスを御覧いただきますと当該暦年や当月の直前 1 年間ですとか、そういったものを見ているということでございます。

免税点に関しましては 35 ページを御覧いただきますと、新設法人については、資本金が 1,000 万未満であれば 2 年間は免税が適用になるというこの制度を悪用して、実質的な雇用関係があるにもかかわらず、ペーパーカンパニーをつくって、そこに在籍させる。これを 2 年ごとに繰り返すといったことで、消費税の脱税事例があるということでございます。何らかの対処が必要であろうと考えられております。

36 ページ以降は、簡易課税制度の概要、あるいは国際比較でございます。

38 ページでございます。こちらはいわゆる 95%ルールについてということでございます。38 ページの四角の中を御覧いただきますと、消費税の原則は非課税売上げに対応する仕入れについては仕入税額控除を認めないということが原則でございますが、ただし、売上げのほとんど、95%以上が課税売上げであった場合は、すべての仕入れについて仕入税額控除を認めるということにしてございます。いわゆる 95%ルールということでございます。

これにつきましては 39 ページでございますが、国際比較を御覧いただきますと、G 7 諸国で同様の制度を持っておりますのはカナダのみということでございます。実はイギリスがかつて我が国と同じような 95%ルールを持っておりましたが、現在では無くなっているということで、課税の適正化の観点から、これをどう扱うかという議論があらうと思えます。

40 ページ以降につきましては、議論の中間的整理として、6 月におまとめいただいたものの消費税に関する部分を抜粋したものでございます。

国税部分に関しては、以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次いで消費課税のうち地方税について、総務省自治税務局の内藤都道府県税課長から御説明をお願いいたします。

○内藤都道府県税課長

総務省都道府県税課長でございます。お手元でございます「資料（消費課税[地方税]）」と書いた資料がございますので、それを御覧いただきながら御説明させていただきます。

1 ページでございます。22 年度の税制改正大綱の一番下の部分でございますが「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」と書かれているところでございます。

2 ページでございます。所得税法等の一部を改正する法律の附則でございます。そこにも地方分権の推進云々ということで、同様の趣旨が盛り込まれているところでございます。

3・4 ページ目でございます。これは専門家委員会の議論の中間的な整理でおまとめをいただいているものでございます。

5 ページでございます。主要税目の税収の推移ということで、地方消費税は一番下の部分でございますけれども、安定的に推移をしているということでございます。

6 ページでございます。地方消費税の現状等についてということで、いわゆる消費税が4%、地方消費税が1%、合わせて5%ということでございますけれども、消費税の中の4%分のうち、1.18%分は地方交付税の原資になっておりますので、国分としては2.82%相当、地方分としては2.18%相当の財源になっているというのが現状でございます。

7 ページでございます。63年の抜本的改革時、平成6年の税制改革時におきまして、元は地方税あるいは地方交付税の原資であったものがこういう形で振り変わっていったということをお示ししている資料でございます。

8 ページでございます。人口一人当たりの税収額の指数ということでまとめている資料でございます。地方税全体としては人口一人当たりの最大と最小を比べますと、左下にございますように3.0倍ということでございますけれども、地方消費税の清算後で見ますと右から2番目の最大最小で1.7倍ということで、偏在性が少ない税ということが言えるのではないかと考えております。

9 ページでございます。今ちょっと申し上げましたけれども、地方消費税には清算という仕組みがございます。これにつきましては9ページの○の2つ目でございます。地方消費税で付加価値が生じる都度、納税していただく仕組みでございますので、最終消費地と納税地が一致しておりません。そのため、清算によりまして、最終消費地と税収の最終的な帰属地を理論的に一致させるという作業が必要でございます。現在の消費税の課税システムを前提といたしまして、実質上の県境調整を行って、この清算を行っているものでございまして、この清算が財政調整や偏在是正のために行っているということではございません。そういうような清算の仕組みがございまして、下に具体的に仕組みが書いてございます。

10 ページでございます。国税の資料のところでも若干御説明がございましたけれども、そこは社会保障給付費の公費負担ということで御説明がございましたが、10ページは公費を伴う事業、その他の事業ということで、社会保障の交費負担としては地方負担として16.8兆を負担しているということでございますけれども、その他の事業におきましても、例えば国庫補助金の一般財源化によりまして地方単独事業となりました公立保育所の運営費など、義務的な経費が含まれておりまして、それらも視野に御検討をしていただく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

11 ページでございます。そこにはございますように、社会保障に関するサービスは様々ございますけれども、基本的には年金の部分は年金機構が運営しているという姿でございますけれども、それ以外の社会保障に関するサービスの運営給付主体は地方自治体が担っておりますので、現金給付だけではなく、地方自治体トータルとして提供するサービス全体が円滑に運営されてこそ、強い社会保障が実現できるということではないかと考えているところでございます。

12 ページでございます。先ほどの22年度の16.8兆、国庫で申しますと27.6兆でござい

ますけれども、これが将来的にはどんどん増えていくという姿を現したものでございます。

13 ページでございます。消費税、地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組みということで御紹介申し上げたいと存じます。基本的には地方消費税と一緒に国税の方で徴収をしていただいているわけでございますが、都道府県あるいは市町村におきまして、この賦課徴収につきましても協力をしているということで、例えば都道府県で見ますと、税務広報で例えば 64%のところが消費税、地方消費税に関し税務広報しているとか、あるいは申告用紙の備え付けを 5 団体がやっているとか、そういうような事例がございます。

更に市町村で見ますと 14 ページでございますけれども、平成 21 年度を見ますと、例えば収受というのが真ん中にごございます。これが 914 団体、消費税、地方消費税の申告書の収受を行っておりまして、取り次いで税務署の方には市町村から送るというような取組みをしているといころでございます。

あるいは申告用紙の備え付けは 878 団体がやっているということで、これは税務署の数というのがある意味限定されておりまして、市区町村の数より少のうでございますので、例えば北海道などで税務署の方から御依頼があつて、それでこういうようなことを実際にやっているということでございます。ほかにも様々なことをやっておりますけれども、21 年度におきます現況については、こういうような状況だということでございます。

15 ページでございます。全国知事会の方で地方消費税の賦課徴収における地方の役割ということについて検討を進められておりまして、その提言の抜粋をまとめたものでございます。いずれにしましても、消費税、地方消費税につきまして、地方団体がどのような役割を果たしていくかということにつきましては、国税当局とも十分協力調整をしながら、納税者便宜のために汗をかいていくということが必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、御説明を一通りいただきましたので、議論を頂戴したいと思いますが、本日の議題に関しましては、本日御欠席の田近委員から資料の提出がございましたので、お手元に配付しております。御参照いただければと思っております。

それでは、ただいま御説明いただきましたことを受けて議論を頂戴したいと思いますが、主な論点は、先ほど資料の御説明の際にも指摘がございましたが、1 つは今後の税制改革における消費税の位置づけ、再分配政策の在り方、これはいずれも租税制度全体との関連や、社会保障制度との関連を念頭に置いて議論をしていただくことになろうかと思ひます。

あとは課税の適正化ですが、これは消費税固有の内実というんですか、中身の問題で、先ほども御紹介がありましたように、免税点とか簡易課税制度とか、95%ルールなどの特例措置などについても御議論を頂戴できればと思っております。

更に平成 22 年度税制改正大綱にも記載されております地方消費税の充実などといったことが課題になるかと思ひますので、御発言を頂戴できればと思ひます。いかがでございます

でしょうか。

井手委員の方から、御意見はありますか。

○井手委員

幾つか論点があるように思うのですが、まず1つは、低所得者に対する配慮ということを考えてみたいと思います。

最近議論になっておりますように、軽減税率を設けるでありますとか、還付を行うでありますとか、そういったことが出ているわけですけれども、私は個人的にはそういう方向性には懐疑的であるということをお願いしておきたいと思っております。

OECDのデータでもよく言われておりますし、マーリーズ・レビューの中でも指摘がありました。やはりC効率性、いわゆる本来入ってくる税収に対する現実の税収の割合といいたいでしょうか、それを見たときに、日本というのは優等生なんです。これに対して、ヨーロッパ諸国が軒並み、要は税の脱漏が生じているという問題があるわけでごさいます、そういう意味では、非課税品目が少ない上に、軽減税率であるとか、ゼロ税率を持っていない、つまり低い税率で効率的に多くの税収を集めることができるという日本の消費税の特徴というのは、大事にしておいた方がよいと個人的に考えております。

特にマーリーズ・レビューを見たときに、イギリスの例だったと思っておりますけれども、もはや我が国の消費税は老化して、機能不全に陥っているという表現があったわけでありまして、それはまさにそういったC効率性の低下ということが大きな問題となっているということではないかと思っております。

それともう一つは、低所得者への配慮という意味では、再分配の問題を考えてみたいと思っております。これには大きく2つの論点があるように思っております。1つは、税の問題。もう一つは、歳出も含めた全体の問題ということでござります。

税の問題について申し上げますと、1つは消費税の中で再分配の問題を完結させる必要が果たしてあるのかどうかということでござります。それは言い換えれば、例えば所得税の累進性を強化するとか、最高税率を引き上げるとか、あるいは相続税の問題もござりますし、資本所得課税の強化の問題もあろうかと思っておりますが、そういったもので、つまり再分配の視点を全体的に入れながら、消費税も併せて増税をすれば増税を行うという形で、租税体系の中で公平性の問題を追及していくということは可能なのではないかとということが1つ目。

もう一つは、歳出の方の問題でありまして、こちらの方がより重要な気もするんですけれども、結局、やや大きな話になりますが、福祉国家あるいは租税国家というものを考えたときに、最大の矛盾といいたいでしょうか、問題点というのは、再分配を行うとすると、つまり貧しい人を助けるとすると、それは全面的に中間層、つまり貧しくない人々の善意によらなければならないという点にあるような気がするんです。

どういうことかと言えば、それは中間層の説得に成功した国、あるいは納得を勝ち得た国から増税に成功していくという問題があるわけで、それができなければ、再分配も中間層の

反発を受けてなかなかできなくなってくるという問題があるように思います。そういう意味では、実は低所得者層を助ける前提として、まず中間層に配慮をしなければいけないという逆説があるわけでありまして、例えば医療とか福祉とか教育とか年金とかいろんなものがあるかと思いますが、特に対人社会サービスを中心とした拡充路線というのが一方であって、中間層の利益を満たすことが、実は再分配を可能にしていくという側面があるわけですね。そういう意味では、対人社会サービスの担い手というのは、言うまでもなく地方にありますから、地方の財源というのをある程度拡充しながら、その中で中間層の納得を得て再分配が可能な仕組みをつくっていくということが重要ではないかと思います。地方消費税を拡充するということが重要な論点になってくるのかなと思っております。

特に地方税原則でいうと、負担分任原則というのは、逆進性の対をなしているといいたいでしょうか、つまりみんなで払うことがメリットになりますから、そういう意味では、低所得者層に配慮しないのかということが論点としてあるのであれば、みんなで払って、みんなで負担を分かち合うという、つまり消費税のデメリットの部分が地方ではメリットになるという問題もありますので、そういうことも含めて、地方消費税というものは重要なかなと考えております。

あとは、今の再分配と絡めて言うと、個人的には年金等の福祉目的税財源にするという議論については、これも懐疑的であるということをお願いしておきたいと思っております。

1つは、理論的に考えて、ノン・アフェクタシオンの原則の問題があるわけでありまして、もう少し実態的な問題として見た場合にも、比較的富裕層が多いと考えられる高齢者に対する支出を、比較的収入が少ない人に重い負担となってくる消費税で賄うというのは、余り説得的なやり方ではないのではないかとということ。

もう一つは、今、申し上げたことも含めて、世代間の対立を招く可能性がないわけではないということがございますので、余りそこは強くリンクさせない方がいいというのが私の意見でございます。

あとは徴税面の問題といいたいでしょうか、制度の問題になってきますけれども、帳簿方式とインボイス方式ということも重要な論点かと思いますが、帳簿方式の方が事務負担が大きくないというメリットは確かにあるかとは思いますが、ただ、やはり益税の問題もございまして、あとは相互チェック機能をうまく働かせることで法人税収にも結びついてくるというメリットがございまして、現在のように帳簿の保存とか請求書の保存が割と進んでいることを前提とするのであれば、比較的インボイスへの制度の移行はスムーズなのかなということを考えております。

最後に、現在のように消費税率が低いときであれば、先ほどの95%ルールと絡んでくるんですけれども、ある程度益税を許容すると言っただけではいけません、額的にも問題にならないということはある程度得るとしても、今後もし税率が2桁とか、随分大きな額になっていくとしますと、課税仕入れに関する消費税額はどうしても大きくなってしまいますから、そうすると税率が2桁になったときのことを考えると、やはり益税というのは、もう無視できない問

題になってくるのではないかと考えております。そういう意味では、そういった点の是正というのは、これから重要になってくるのかなと考えております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、中里委員、いいですか。

○中里委員

井手先生がおっしゃったように、役割分担というのが重要だと思っていて、租税なら租税の中で累進性の問題というのは、所得税なり相続税で引き受ける。税込確保の点等で消費税は累進性の問題というのと一端切り離してもいいのではないかと考えています。

収入と支出を統合的に見て、財政制度全体としてのインシデンスを考えると学生時代から習ってきたもので、消費税だけでインシデンスを考えて、その中で逆進性の問題を考えるかというのは、少し理解しにくいところがあります。

やはり、支出の方が向いていることというのがあつたわけで、相続税や所得税を別とすれば、再分配というのは多分支出で対応するのが向いていると思いますから、取って、配るという二段階を分けるという形で格差是正とかというのは考えた方がいいのではないかと、井手先生と全く一緒です。井手先生はノン・アフェクタツィオンについておっしゃいましたが、法律的に考えていくと、これは憲法問題が絡む話で、一般財源の話については、収入と支出は切り離すというのが憲法上の原則なんだろうと思いますので、所得税の制度の中で配るとか、そういうことをしたときに、予算の組み方とか、租税法規のつくり方とか、果たしてどうなるのか。相当深刻な法律問題が出てくるのではないかとと思いますが、その点をちょっと置いておいても、役割分担という点で収入の面ですべきことと、支出の面ですべきことははっきり分けるべきだと思います。

複数税率は、そういう意味で余り望ましいことではないわけで、インボイスをやればいいのではないかと考えはあるのですが、これは机上の空論のようなところが多少ございまして、積み上げ計算をすれば、零細事業者は四苦八苦してしまうわけです。1枚1枚これを全部計算していかなければいけませんから、そう簡単な話ではないということです。余り現実的ではない。貧しい人、零細事業者が複数税率の中で消費税の申告を行おうとすれば途方に暮れてしまうだろうということで、これは専門家には一般的にそう思われているのではないかと、だからこそマリーズ・レポートで複数税率は失敗だったと言われていたのではないかと、思います。

それから、最初の1ページに書いてあつた給付付き税額控除ということですが、給付付き税額控除も実は貧しい人を取り残すことになるのではないかと、いうことを非常に心配しております。というのは、給付を求める以上、納税者側で主体的に何らかの行為をしなければいけないということにどうしてもなります。何らかの申告が必要で、国民全体に申告義務を課す、簡易な申告であれ、申告義務を課さないとい配りようがないわけで、税務署があちこち国

民全員を調べて配って回るとするのは、法的にもできませんし、実態的にも無理だと思いますので、そういうことをしようとしても多分できないだろうと思っています。

ですから、給付付き税額控除というのは、やるとすればみんなに同じ額だけ配るというやり方しか多分現実的にはできないと思います。さもないと、貧しい人が給付から取り残されてしまうという深刻な問題が起こってくるわけです。

しかし、そのように仮に全員に配るとしたら、税制でやらないで、社会福祉なり、そちらの方でやれば、全員に配らずに、貧しい人にだけ配れるわけですから、よりエフェシエントなわけでございまして、複数税率も給付付き税額控除も貧しい人を取り残してしまうという、非常に執行が混乱するということがあります。それ以上に貧しい人の立場が守れないのではないかと。貧しい人を救うために貧しい人をいじめるという制度になってしまうのではないかと。非常に大きく危惧感を持っています。

アメリカみたいに多少の規制はいいんだとか、細かいことを言ってもしょうがないんだというやり方もあると思いますけれども、あの国は全員に申告を求めている国ですから、それができるので、全員に申告を求めるとするのは、日本でやったら、相当の覚悟をもってのぞまないと大変なことになりかねません。寝たきりの老人とかの申告はどうするんだとか、大変なことになってしまいますので、複数税率にも給付付き税額控除にも両方に大きな問題があるのではないかと思います。やるとしたら、相当の覚悟が要することを申し上げたいと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございます。翁委員、よろしいでしょうか。

○翁委員

今後の税制改革におきまして、消費税というのは非常に重要な税であると思っております。高齢化が進行する中でどうやって財源を得ていくか。所得税も長期的に見ていきますと雇用所得がどんどん相対的には小さくなっていきますので、そういった中で間接税というのは非常に重要な税源となると思いますし、消費税につきましては社会保障の財源という明確な目的税ということではなくて今後の高齢化社会の社会保障を支える財源として位置づけていくことが重要ではないかと思います。勿論それは相続税とか、そういったものも含めて考えていく必要があると思っております。

所得再分配については私も井手先生がおっしゃったことと同じ考えでございまして、消費税のみで考えるよりは、むしろ相続税とか所得税なども含めて、税全体でどういうふうにして所得再分配を行っていくかが重要でありますし、更にこの図でもお示しいただいていますように、社会保障給付を含めた所得再分配の姿というのを考えて議論し、かつ、説明していくことが重要なのではないかと考えております。

逆進性の観点もここで指摘がありますけれども、一時点でとらえればそうだと思いますが、やはり生涯を通じて所得はいずれ消費されることを考えますと、消費というのは生涯を通じて見た経済力をあらわしているとも言えますので、そういった視点も考え併せて議論してい

くことが必要だと思っております。

その意味で軽減税率についても今、申し上げたように税全体で、または社会保障給付を併せて所得再分配について考えていく必要があると考えますと、無理に軽減税率のようなものを設けることは非常にコストも高いですし、お二方の先生がおっしゃったような問題点もあると思っております。

カナダ型の低所得者を対象とした給付制度の考え方というのは、今、中里先生がおっしゃった貧しい人を世に取り残すことになるのではないかという御指摘がありまして、そのとおりだと思ったんですけども、申告でない日本の現状でどの程度効果的にできるのかという問題があるということと、もしこういった給付付き税額控除というのを考えていくとすると、GSTのクレジットだけではなくて、例えばワーキングクレジットとか子どもを育てる人たちに対するタックスクレジットとか、所得税の方でもいろいろな議論がございます。そういった議論と考え併せてこれからの日本の社会を考えた場合に、仮に何らかのこういった給付付き税額控除を考えていくとすると、一体何が必要なのかという視点からの議論も必要なのではないかと考えております。

課税の適正化に関しましては、基本的に井手先生もおっしゃいましたけれども、今後税率が上がっていくことを考えておりますと、今ある益税の問題はもっと大きな問題になっていくと思えますし、基本的に課税の適正化を進めていくことが非常に重要ではないかと思っております。

勿論、免税点制度も下げれば下げるほど税務コストは非常に上がっていくとは思いますが、一方で企業などのコンプライアンスの観点から考えましても、例えば法人などについては免税点制度を引き下げていくことがあるのではないかと思いますし、簡易課税制度についても、勿論事業者の事務負担を踏まえる必要があると思えますけれども、基本的には見直しをしていくべきだと思いますし、95%ルールに関しましては、これを活用した節税などが随分行われているという中で、改めていくことが重要ではないかと思っております。

インボイス制度につきましてはここで御指摘になっていきますように、免税事業者が取引から排除されるという懸念もあることがございますけれども、一方で今の請求書制度の税額をきちんと書くようにしていけば、比較的スムーズに進めていくことができるのではないかと思いますし、導入を進めていく方向で検討していったらいいかと思っています。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。それでは、三木委員お願いできますか。

○三木委員

今までの委員の方々の意見を聞きまして、非常に共鳴できる場所が多々ありますが、議論の場ですから少し違ったことも発言させていただきたいと思い、あえてやや異なった角度から申し上げたいと思います。

今、私どもに問われているのは、戦後行われてきた租税システムが機能不全に陥ってきて、新しい仕組みを再構築しなければいけない、ということだと思います。そういう時期に当たって、租税制度をどう再構成していくかが問われているんだ、という観点から少し申し上げたいと思っております。

消費税については既に所得課税制度と並んで税制の中心部分を形成しておりまして、税収の安定性を考慮すると、その比重を高めていかざるを得ないだろうと思います。ただ、御存じのように法人課税の減税などが検討されているときに、消費課税の増税を打ち出すことは、一般論としてみますと国民の不公平感を招くおそれが十分にあるわけでありまして。

その意味で消費税の逆進性問題に本格的に取り組み、消費税自体は確かに逆進的なものなんですけれども、ほかの税制の仕組みも併せて消費税の逆進性は相対的に薄まるんだということを、国民にも実感してもらう必要があると思っております。

つまり新しい政府が追及する消費税構想というのは、逆進性対策に十分配慮したものであるということ、その結果、税率が仮に引き上がったとしても、低所得者層の負担が重くなるものでは必ずしもないということ、実感してもらう施策を思い切って導入しないとまずいのではないだろうかと感じ始めているわけです。その意味では所得課税における給付付き消費税額控除というものを、まず思い切って実施する方向で踏み切ってみることも1つあり得るだろうと思っております。

勿論この構想になりますと、先ほどの中里委員から御指摘があったような問題は私も十分に感じているわけでありまして、更に言いますと番号制度の整備などの必要性も当然出てくるのだらうと思いますが、むしろ消費税の負担の問題を、所得税を通じて適切に配慮しますということを政府が実施することを通じて政府の信頼というものが高まり、消費税に対する安心感というものが生じて、それが番号制度への必要性なども理解してもらうような方向につながっていくのではないかと。そして、こういうものを導入することを通じて、先ほど中里委員から御指摘があった現行の申告の仕組みといったものも、低所得者層が不利益にならない形で、こういうものが配慮できるようにしていくためにはどうしたらいいかということ、具体的なこういう課題との接点の中で調整する中で、新しいシステムを考案していったらどうなんだろうかと私自身は考えています。

そういう意味ではどちらが先かというのは、いろいろ議論があり得るとは思うんですが、所得税における消費税額控除というものを、もう少し優先度を高めて検討をしてもいいのではないかと個人的にそう思っているわけです。これが第一点であります。

2番目には先ほども議論が出ましたけれども、消費税についての公平性と公正性を高めるためにも、95%ルールというのは見直すことが検討されてもいいだろうと思います。この問題については御存じのように、既に実務家からいろいろ大企業の方がこれによって相当優遇されているという指摘がありまして、ある実務家の論文などを見ますと、上場14社で119億円程度の利益が出ている、それだけの金額が国に納付されていないといったことが指摘されているところであるわけです。そういう意味ではこの機会に95%ルールを見直して、消費税

それ自体の公正性をより高めていく必要があるだろうと思っています。

3番目に申し上げたいのは、将来検討されていく消費税率の引き上げに際しては、消費税の計算上は、御存じのように消費税の付加価値税という仕組みからしますと、正規雇用よりも外注への誘引というのが大きくなりますので、付加価値税の本質に反しないように留意しながら、雇用に配慮するような措置を検討しておく必要もあるのではないかと思います。

以上3点でございます。

4番目に申し上げたいのは、消費税の税率を引き上げる際には、先ほども議論がありました免税点制度の引き下げがむしろ話題になるわけですが、この間1,000万円に下げた零細業者のところの納税義務と税収と滞納の実態について、もう少しデータがほしいと思っているわけです。つまり、こういうところの免税点を引き下げて課税対象に入れても、実際の収入上どれだけメリットがあるのか。逆に滞納がどの程度増えているのか。収入階層別にそういうデータみたいなものがあると、どこら辺を免税点にするのが日本の実情から見て望ましいのかということが、検討できるのではないかと思いますので、私は必ずしも免税点の引き下げだけではなくて引き上げも含めて、一度きちんとしたデータを出していただいて、検討させていただけるとありがたいということを申し上げておきたいと思っています。

インボイスの問題については、複数税率にした場合にはそうせざるを得ないだろうとは思いますが、現時点ではむしろこの間の政府の政策も複数税率とかそういうものではなくて、単一税率を維持した上で消費税額控除を通じて、逆進性対策を通じて配慮していこうという方針だったと理解をしておりますので、そうであれば現行の仕組みでも十分に対応できるのではないだろうか。あえてインボイスというところまでこの機会に持っていく必要があるのだろうかという点については、なお少し慎重であっていいのではないかと思います。

最後に地方消費税については、皆さんおっしゃったことと基本的に同じかなと思います。当面は交付税の割合も含めて高めていく必要があるということは、私自身も同意したいと思っています。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。大澤委員長代理お願いできますか。

○大澤委員長代理

資料に質問がございまして、消費課税の19ページ目なんですけれども、これは未定稿ということですから新しくおつくりになったんだと思います。非常に重要な実態がここに反映されていると思います。しかしながら、世帯の設定が夫婦、子2人となっていて、これは共働きなのか、それとも専業主婦世帯なのかよく分からないんですが、できれば単身世帯、共働き世帯、専業主婦世帯なのかということは、はっきりさせた上でのデータがほしいなと思います。

そう申しますのは、今まで各委員から御発言があつて、大筋私も同意するものです。歳入歳出の全体の問題として考えていかなければならない。これは再分配機能を強めるという中

で考えていかなければならないし、その際に財源調達機能も引き上げるという、2つの大きな目的の中で我々はこの作業をしているわけですから、その全体を見なければいけないというのはそのとおりです。けれども、この間の議論を振り返っても個別の税目に入って、更にその中の細かいことを議論するときに、今度は更に全部を総合して、そういった再分配機能の強化に戻れるのかどうか、だんだん不安になってまいります。つまり所得税に関して言えば、最高税率はこれ以上に上げられない。配偶者控除もすぐには廃止できないという議論があり、今日の消費課税でも消費課税だけで逆進性対策というのは適当ではない。個別の税目に分けて細かい議論をしていきますと、どうも再分配機能を高めるという最後の着地点はだんだん心もとない感じになってまいります。特に歳出、社会保障給付も含めてということになりますと、残念ながら現在の日本にはそういったことを全部見て、勘案して制度を設計したり改正したりできる部署というのがございません。このたび政府与党で社会保障制度改革の検討会を設け、峰崎参与が事務局長をお務めになりますけれども、直前まで税というのが名前に入るかと思いきや、最後になって税がこの検討会の名前から消えるということもありました。これがいよいよ社会保障も含めた歳入歳出すべてを見渡せる機関、司令塔になるかと思いきや、始まってみないとわからないんですが、核心を持ってこれが司令塔であるからこの専門家委員会の議論も社会保障改革の会議に上げていって、全体の勘案をしていただけると十分期待できるのかどうか、という感じがいたします。

ですから、せめてこの税調の専門家委員会では、個別の税目を議論していった後で最後にまた総合して、これできちんと所得再分配機能、そのときに上と真ん中の間の格差是正ではなくて、より重要なのはいつも言っていますけれども、真ん中と下の間の格差が開いていて、非常に日本では問題だということを、きちんと総合的に推計をした上で、方針を打ち出していくことができるのかどうか、その辺りをかなり気にしているところでございます。

その上で個別の点に関しましては、今まで各委員がおっしゃったことにほぼ同意するものでございます。ただ、もう一つ気になるのは翁委員のおっしゃった、生涯ベースで考えたときに所得はいずれ消費されるという点です。相続税の議論を思い返しますと、最後に相続税のところで帳尻を合わせるという前提があつての、所得はいずれ消費されるという議論だと思えます。ここだけライフコースアプローチにして、それ以外のところは年々アプローチにしていくとまずいのかなと思います。理論的には全く正しい御発言だとは思いますが、現実問題として相続課税というのがほとんどできていない現状では、年々のところでも逆進性対策というか、逆進的であるという前提の上で議論した方がよろしいのかなと感じるところです。

以上でございます。

○神野委員長

確認ですが、今のお話の意味するところは、今日の消費税に関して言えば、三木委員がおっしゃったように個別税目でも累進性というか再分配機能というか、それを考慮すべきだと。つまり、個別税目に落としていったときに、所得税ではこう見解があるからと、こちらでこ

う見解があるからと後で合わしたら全然違っているのではないかというのであれば、つまり2つに分かれていて、できるだけ所得税の方で累進構造をきちっとやり、こうした多収性といひましようか、税源調達機能を目的としての税はそちらで純化させるべきだという議論と、個別税目ごとにもそれぞれ考えていくべきだという議論があつて、今おっしゃつたのは個別税目で下りていったときに、再分配というのは、こちらはそもそも余り適さない税金だから考慮しないということ、どちらになるのでしょうか。

どうぞ。

○大澤委員長代理

あいまいで申し訳ございません。理論的には各委員がおっしゃつたことは正しいと思ひますが、最後に総合して見るというプロセスを入れないとまずいのではないのでしょうか、ということです。

○神野委員長

資料関係で2つばかり、単身世帯、つまり世帯単位、19ページのもの単身世帯で出ないのかということと、これはわざわざつくつていただく必要がないかとは思ひますが、三木委員から免税点を引き下げたことに伴う税収効果はどのくらい、あるいはむしろ滞納その他が増えて、税務行政上の様々な問題が生じているのではないかというような資料がないかというお話がありましたけれども、こちら辺はもしも簡単に出る話であれば対応していただければと思ひます。

○新川税制第二課長

まず、1点目の国税の方の資料で19ページの所得課税と社会保険料、消費税、また実効負担というのがありますが、この資料そのものは夫婦子2人、うち妻は専業主婦、子どものうち1人は特定扶養親族ということでとりあえず計算したものでございます。

単身のケース、その他のケースいろいろあり得ると思ひます。ただ、一定の前提を置いて手元で持つておるのがこれということになりますので、家族構成を変えた場合どうということになるのか、少し勉強してみたいと思ひます。

消費税の滞納の状況、免税点以下の事業者の状況等々でござひますが、これについても滞納状況等につきましては、国税の現場でどういった情報があるのか少し見てみたいと思ひますが、更に免税業者の状況は、かなり国税当局自身も直接触れていないというところがありますので、どういふ影響があるかについて、どの程度のものがあるのか少し勉強してみたいと思ひます。

○三木委員

免税業者のところよりも、1,000～2,000万の層、2,000～3,000万の層、それぞれでどの程度の収入が上がつてきて、それに対する滞納率がどの程度なのか。つまり、こういうところに課税するところに、言わばメリットがあるのかどうかです。零細業者のところで消費税に対するいろいろ苦情などがありますね。そこら辺が消費税の印象も悪くしているのではないかと推測してしまつて、それとの関係でそれが免税点の基準としてどの程度が望ましいのか

をもう少し知りたいなという意味です。

○神野委員長

あれば結構ですが、例えば税収状況などでもあれば、まとめられる範囲内で提出していただければと思います。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

19ページの図ですけれども、前回問題になっていた2,500万円以上の、いわゆる5,000万、1億で急に所得が下がってきますね。恐らく社会保険料も上限があるから下がってきますね。そうすると、それらを含めて問題は2,500万円のところでとめないで、5,000万、1億、10億、そこら辺のデータはつくれないですか。

○神野委員長

これは税所得ベースでつくれるかということと、これは給与所得しかとっていないんですね。

○新川税制第二課長

はい。

○峰崎内閣官房参与

その他の所得税は入っていないんですか。理論値ですか。

○神野委員長

逆からというのは変だけれども、家計調査というような逆から追っていているわけではないわけです。裏からではなく。

○峰崎内閣官房参与

理論値ですか。

○神野委員長

理論値ではないと思う。

○諏訪園調査課長

税と社会保険料の負担の値は理論値でございます。消費のところが少し家計調査などを参考にして作成しています。

ですから、給与所得についての理論値。

○峰崎内閣官房参与

今までの実効税率に対する比率ではないんですね。

○神野委員長

数は少なくなるけれども、どの程度意味があるかわかりませんが、多くを取られている給与所得者もおるといえるのか、この間も問題になりましたので。

少しこれを色付けできるのであれば、いろんな意見が出ていますので、少し御苦勞かもしれませんが、できる範囲内でお願いできればと思います。

すみません。お待たせいたしました。池上委員、どうぞ。

○池上委員

消費課税について、特に消費税についてですけれども、逆進性対策の議論があるわけでございます。

1点目、いわゆる軽減税率をどう考えるかという面でございますけれども、実は先々週末、日本財政学会がございまして、そこであった研究報告の中で、標準税率を引き上げて、その代わり食料品を今のまま、つまり軽減税率にするということをやっても、逆進性対策として余り効果は高くないという研究報告がございまして、私、よく聞いていたのですが、かなり精緻な実証をされたと思います。そういうのがありました。

軽減税率ということは要するに複数税率にするわけでございますので、そうなりますと、今、お話がございましたように、インボイス方式への転換というのは必要になるかなと思います。例の取引の中間段階に入る免税業者の方が取引から排除されるという問題をどうするかということなんですけれども、これはそういうコンセンサスが得られるかどうかというところが問題になるのかなと思いますので、いずれにしてもかなりのハードルがあるのかなと思います。

もう一つ、還付可能な、あるいは給付付きの税額控除と呼ばれるものがございまして、資料の方に例のカナダのG S Tクレジットが説明されているわけでございます。確かにこういう還付の可能なタイプの税額控除というのは、低所得世帯を支援するためには理論的には確かに可能なわけでございます。

カナダの制度がここに書かれているので、執行コストがどうなるかということを考えるために、カナダ歳入庁というのがございますので、どのぐらいの規模で仕事をしているのかというのを調べてみました。アニュアルレポートを見たんですけれども、カナダという国は人口が大体3,400万人ということで、日本はその3.8倍ぐらいあるわけでございます。20歳以上の人口がカナダは2,600万人なのですが、そのうち所得税の確定申告をする方が2,300万人いらっしゃるわけです。つまり、9割の方が確定申告をするという状況でございます。そのうちの4割の方がG S Tクレジットが適用されまして、それによってG S Tの税収が1割減るという状況でございます。

ということは、仮に日本で成人の9割が確定申告するということと、先ほど人口ピラミッドがこの資料の中にありましたけれども、大体1億人ということですので、そういうことになります。ですから、たしか日本の所得税の確定申告者は2,400万人ぐらいだと思いますので、その4倍以上ということになるのかなと思います。

では、カナダ歳入庁の職員の数はどうのぐらいかということ、大体4万人ということになります。予算が日本円にすると3,400億円ぐらいということになっていきますので、これも勿論G S Tだけ集めているわけではありませんし、所得税の仕事だけやっているわけではないんですけれども、しかし、単純に日本の人口に合わせて3.8倍しますと、日本の場合国税庁の職員が15万人ぐらいということになりまして、予算も1兆3,000億円ということになります。そんなにかかるのかどうかよくわかりませんが、それを果たしてどこまで効率化できるのか

ということ、それにコンセンサスが得られるのかということをもまず議論しなければいけない、ということがあるのかなと思います。

ただ、逆に子ども手当でやっているように所得制限を付けずに配るということになりますと、あるいは麻生内閣でやりました定額給付金のように一律で配るということになりますと、所得を調べる必要がございませんので、配ることは可能だと思います。その場合、もし仮にそういうことをやるのであれば、これはユニバーサルな給付ということになりますので、所得税を課すべきだと思います。そうすれば、高額所得者であれば、最高税率が50%ですから、半分は取り戻せるわけですので、そういうことは可能なのか、当然あり得ると思います。

仮に、GSTと同じように税収の1割を軽減するのだとすると、ちょうど全国民に1人当たり年額1万円ぐらいということになるのかと思いますので、そういうことが果たして可能なかどうか。

あと、消費税の使途、福祉目的税化ということについては、これも資料にあるように、消費税を全部社会保障関係費に回してもまだ足りないというのが現状ですけれども、逆に社会保障関係費をすべて消費税で賄うというのは無理だと思います。これは前もここで申し上げましたけれども、高齢者サービスの社会化というのが進んでいるわけですから、相続税なりあるいは年金課税なりという形で、高齢者世代内の再分配という面もあるわけですので、消費税という直接の応益性を持たないものを福祉目的税にするというのはやはり筋が違うだろうと思っております。

課税の適正化については、先ほど三木先生からお話があったとおり、95%ルールについては廃止が可能であれば廃止も必要なのではないかと思っております。逆に、中小事業者についてですけれども、これも春に申し上げたことですけれども、中小企業の団体の方にお話を伺いますと、よく益税と言われるけれども、適正に転嫁ができなくてむしろ損税だという議論をなさる方もいらっしゃるわけですので、転嫁の実態についての調査が必要であろう。中小零細事業者向けの特例を議論する前に、その点の検証が必要ではなからうかと思っております。

地方消費税は地域主権戦略大綱にも書かれておりますけれども、地方の基幹税として地域主権の財源あるいは税源の偏在が比較的小さい財源として重視すべき税目ではなからうかと思っております。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。まだ時間はございますので、御議論頂戴できればと思いますが、議論の前提上の確認ですが、これは別に中里さんに質問というわけではないけれども、中里さんに一応答えてもらうような形でいけば、普通、複数税率というのは軽減税率が存在しているということであって、特にゼロ税率はいろんな国でも基礎的な食料品とかいろいろやっているの、複数税率とはみなさないということなんでしょうね。私が質問したわけではないんですが、普通議論するとき、いわゆる特に基礎的な食料品などについて多くの国が配慮していますね。つまり複数税率を取らないと言っても、そういう理解でいいんで

すか。

○中里委員

ゼロ税率の問題は、複数税率と類似してきます。しかし、見方によってはそうですけれども、一応は別問題とされており、しかも、適用されるところが輸出とか限定されてきますから、それで問題は比較的少ないのではないかと思います。零細事業者についても、全部食料品を軽減税率でとなると、消費税払うために1人余計雇うような感じになってしまいますし、簡易課税と言っても、1,000万円は小売業者はすぐ売り上げがなくなってしまいますので、相当深刻ではないかと思います。

○神野委員長

ほかに議論があれば言っていたきたいんですが、先ほどの三木先生の複数税率を導入しないのであれば、必ずしもインボイス方式の導入を考慮する必要はないのではないかというお話ですが、これはまたいろいろ排除効果もあれば相互の監視効果もあるので、その点を含めて導入しなくてもよいと言われる根拠は主として何を意識されているんですか。排除効果ですか。

○三木委員

まず、現行の制度が帳簿及び請求書の保存になってきているんです。それを見れば一応取引相手は本来出ている。要するに、違いは税額が書いてあるかどうかだけだろうと思いますので、複数税率制度にするときにはそれを見ただけで計算できるようにしてあげるためにもインボイスにしてあげる方が課税する方にも便利だろうとは思いますが、複数税率でない単一税率である場合に、何もインボイスまでしなければいけない、とりわけ日本のような経緯で入ってここまで一応定着していますね。こういうときにあえてインボイスに変える必要性がどこにあるのかなという疑念です。

現行の方がインボイスよりはいいんだとかというところまで根拠はなくて、むしろ現行でもほぼインボイスと同じような対応になっているのではないか。インボイスまで入れなければいけない必然性が必ずしもないのではないかという程度です。

○神野委員長

どうぞ。

○中里委員

ハーバードのもうお亡くなりになりましたけれども、オリバー・オールドマン先生がいつもおっしゃっていたのは、帳簿方式というのはすごく誇るべき制度だと。いずれヨーロッパでも問題が顕在化するとおっしゃっていました。本当かなと思っていたんですが、本当にそうなりそうなので、おどろいています。要は使いようなんでしょうけれども、帳簿方式は帳簿方式なりの非常に優れた点はあるわけですし、複数税率についてもインボイスと言っても、実際は積み上げ計算などはなかなか難しいわけですからある程度帳簿に頼るとかということは必要になってくるわけで、インボイスは税務署によるチェックのときにということなんでしょうけれども、それは帳簿でもできるわけですから、余りインボイスにこだわって流通過

程から零細事業者を排除というのはやばな話ではないかという気がします。

○神野委員長

ありがとうございます。ほかは何か。

翁委員に確認しておきますが、翁委員がおっしゃっていた様々な税額控除、つまりクレジットが導入されたときに消費税の還付方式のクレジットだけではなく、所得税の方で様々な諸控除の税額控除化及び給付付き化というのが行われると考えなければならないことがあるのではないかとおっしゃった前提というのは、番号制とかということを特に念頭に置いておけばいいのでしょうか。

○翁委員

勿論、番号制を入れないとこういった制度は、先ほどの申告税の状況を考えると基本的には難しいかなとは思いますが、勤労に対してメリットを与えるのか、それともお子さんがいる人たちに、イギリス型とかあいつたやり方もいろいろ諸外国でやっておりますので、ここで御紹介いただいているカナダのGSTクレジットは消費税に対するクレジットですけれども、今ほかにもそういった所得税の給付付き税額控除の議論もあるので、仮にそういった税額控除、給付付き税額控除を入れるとすると、どういったところにメリットを与えるのか。そういったことを総合的に考えながら議論していく必要があるのではないかと思います。

○神野委員長

私も前に池上委員からカナダの事情を聞いたときに、税はそれぞれの国の歴史、習慣、ライフスタイル、それからカナダは特殊な地方と国との関係などもあってのことなんですけど、基本的には申告が非常に多い。ちゃんと納税しているというか、申告しているというのはかなり、というか、カナダはどうしてああいうことを思いついたのかということに、むしろ関わってくるかもしれません。

○池上委員

このGSTクレジットは、いわゆる売上税控除ですが、これが導入されたのが1986年で、実はGSTより前で、製造者売上税のときから、もうやっているのです。ですから、付加価値税を導入したからやったというのではなくて、もともと売上税というのは逆進的だということがわかっていて、その対策として出したということですが、実は、それが最初ではなくて、そのもう一つ前に、先ほどイギリスのお話がありましたけれども、還付可能なタイプの児童税額控除の方が先に始まっているのです。これは、たしか1979年に始まっています、ですから、もう30年くらい前からやっているのです。いろいろな経験があつて、ノウハウといいますか、そういう積み重ねがあつて、それでこういうものにも使えるのではないかとということでどんどんやっていくということだと思います。

ただ、勿論、児童税額控除と消費税額控除では規模が違いますので、対象人数が全然違います。そこがなかなか大変だろうなというところがあります。

○三木委員

ですから、今の点に関連していいますと、先ほど私が申し上げましたような給付付き税額控除、消費税額控除を実施しようとする、中里委員からも御指摘があったように、皆さんに申告をしてもらわなければいけない。今の状況で、果たしてできるのかというような問題点が勿論浮上してくるわけです。

ただ、問題は、日本の今の税制の現状というのが、源泉徴収と年末調整をうまく組み込んで、多くの人が何も自覚しないまま、税金を負担するというシステムでこの間、来たわけです。これが、今、問われているんだと思うんです。それを少しずつ変えていかなければいけない。そのためには、むしろこういう制度を入れるということによって、どういう形で申告とつなげていくか。

例えば、今の日本の税務署の仕組みでいきますと、3倍も増えた場合、対応できるのか、勿論、相当難しく、個人の場合も3月に集中するのではなくて、全部事業年度を選択して1年に分割して払ってもらいたいようなことを考えなければいけないかもしれない。

しかし、そういうことも含めて、申告と納税者の意識と、申告制度の在り方、これ自体我々はもう一度考え直していくきっかけにしてはどうなんだろう、そういう問題意識もあったということです。

○神野委員長

あと、いかがでしょうか。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

ちょっと番外の発言なんです、1つは、これは事業用消費、消費税の場合ですね。この扱いが非常に問題ではないかという指摘を、たしかあれば、東大名誉教授の宮島先生がよく指摘されるのは、事業用消費というものは、クロヨンと同じような問題を実は持っているんですよということなんです、これは主税局の方に、そういう事業用消費の扱いというものは、経費認定というか、これは本当に個人消費なのか、あるいは事業消費なのかと、この区別の問題はどんなふうになっているのかと、これはちょっと1回お聞きしたいということ。

それから、地方消費税のことなんです、私も地方消費税は、いろいろと神野先生なんかと力を合わせて導入した94年のときに、まさか国税の消費税の4分の1、25%というふうになるとは思わなかった。つまり、消費税4%、地方消費税1%というふうに独立すると思っていたんですが、これがいわゆる附加税というんですか、国税の25%と自動的に連なっていくという仕組みですね。それは1つの仕組みなんだろうと思うんですが、これはやはり独立して地方は、この間、大阪の府知事が、我々も独自に上げようよといったときに、恐らく地方消費税を上げようよといったって、国税を上げない限り上がらない構造になっているんじゃないかと思うんです。そういう意味では、非常に自主性に乏しい税体系になっているんじゃないかと思うんですが、この辺りは、地方の関係者は、総務省はどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいのが2点目です。

もう一つは、先ほど池上委員がおっしゃられた、いわゆる所得に入れて、もう一回現金給

付をね、それで所得に入れて、いわゆる税率を効かせていくと、これは、私も実は今年の今くらいのときに、金持ちに1万3,000円を優遇するというのはいかがなものかという議論があったときに、扶養控除でもあるいは廃止によってその影響を受けるんだということを申し上げたんですが、そのときに同時に2万6,000円になるときに、これはなるか、ならないかわからないんですが、31万2,000円も年間もらったときに、これが非課税になっていくというのはおかしいのではないのかなと、むしろ、それは課税対象に入れて、そして、総合課税というか、所得税の世界において入れていって、年金と同じようにやったらどうなんですかと、ところが、年金もまた年金所得控除があったりして、これはだめなんですけれども、要するに所得控除のいわゆる限界税率が効いてくるような仕組みを、これは実は主税の方にお話をしたら、これは、もし、答えていただきたいんですが、やはり税の方はテクニカルに難しいとおっしゃるんです。いわゆる手当を課税対象にしたらどうですかといったら、非常に難しいとおっしゃってできなかったんですが、それは本当にできないんだろうかと。

○神野委員長

それは移転所得。

○峰崎内閣官房参与

移転所得の問題なんです。それができないということで、実は、やや断念したというか、発想として断念した経過があるんですが、給付付き税額控除とか何とかという問題になってきたとき、所得控除を廃止して、給付付き税額控除にするのはやむを得ないとしても、そういう形で手当てというか、現金給付が出てくる場合の対応の仕方というのは、私は、この所得税の累進性を使うというのは、すごくいい仕組みではないかと思うんですが、もう一回できない理由をお話しいただいて、皆さん方に参考にさせていただければと思います。

○神野委員長

まず、そうしましたら、最初の宮島先生の御指摘で、宮島先生は、いずれにしても所得税よりも、むしろ消費税の方がきちんと税務行政をやろうとすると、かなりコストがかかるんだという御指摘で一貫してやっているんですが、事業用消費とそうではない消費の区分、これはどうなのでしょう。

○新川税制第二課長

現行の制度ですと、いわゆる本当に自家消費というものであれば、それは別の扱いということになりますが、事業用の通常の経費として使った、その消費については、現行では他の仕入れと区分することなく、仕入税額控除を認めているということはありません。

○神野委員長

つまり、家計消費と区別がつかない。

○新川税制第二課長

企業の形成が全くないような家計あるいはその企業ないし組織に従事する者の全くの家計の消費としか見るしかない、そういう支出が仮にあったとすれば、そこは勿論、仕入税額控除かどうかという問題もありますけれども、そもそもそれは法人なり何なりとしての経費、

法人の支出と言えるのかと、給与のようなものではないのかといったような別の観点からの区分も出てまいりますので、そこはちょっと、いろんな整理が必要ではあろうと思います。

○神野委員長

つまり、建前としては、当然事業消費とそうではない消費は区別するんだけど、実態としては、そこは踏み込まないとわからないと、そういう理解でいいのかしら。

○新川税制第二課長

まさにおっしゃるとおりで、そこは事実認定の問題と、当然制度上は区分されますけれども、その中に右側に入るべきものが左に入っているのではないのかといったような点については、そこはまさに事実認定の問題ということになると思います。

○神野委員長

それから、地方消費税、どうぞ。

○内藤都道府県税課長

勿論、地方消費税は地方税法に定められた1つの税目なわけでございますけれども、御指摘は課税標準を国の消費税額としておりますので、賦課徴収は国の方にさせていただいているということから附加税的なイメージでとらえられているのではないかと思います。

○神野委員長

というよりも、税率の決め方が別途国税の何%で決められているということではないかというのをおっしゃっているわけです。つまり、本来、地方税法の方で何%と決めるべきではないかと。

○内藤都道府県税課長

国の消費税額の25%。

○神野委員長

そうではなくて、例えばなぜ1%だったら1%というふうに決めればいいのか、附加税的な規定になっていると。

○内藤都道府県税課長

すみません。的確なお答えかどうかわかりませんが、今、消費税額の25%というのを、例えば課税資産の譲渡との対価の額と変えれば、それは賦課徴収とかも含めて、別途のものとして仕組むことはできるかと思えますし、都道府県に税率決定権を与えるということは可能だと思いますけれども、留意しなければいけないというのは、そういうふうにした場合には、納税者がどの県からどういう仕入れをしたかというのを全部把握して計算しなければいけないということですから、非常に納税事務が。

○神野委員長

そこまで、峰崎参与はおっしゃっているのではなくて、地方税法の方で、国税の何%という附加税的な規定にするのではなく、独立税として、税として書いておけばいいじゃないかと、1%なら1%と、なぜそれを国税の25%として書くのかと。

今のお話は、いやそうではなくて、いろんな課税標準の問題があるというお話ですが、そ

れと全く別に、税は税として1%と書いておけばいいのではないかと。例えばそういうことですね。

○峰崎内閣官房参与

はい。要するに大阪の府知事が独立して我々も上げましょうよとおっしゃっているときに、国税を上げない限り、上がらないという構造になっていたら、どうしようもないんじゃないかと。

○内藤都道府県税課長

確かにそういうようなことも法制的には可能かと存じますけれども、経緯から申し上げれば、平成6年度のときに地方消費税を導入したわけですけれども、その当時、なかなか時間的な余裕がなくて、賦課徴収に関する規定についても特に置かずに国税の方に委任したというか、そういう経緯がございましたので、それで国の消費税額というふうに書いたと承知しております。

○神野委員長

どうぞ。

○古谷主税局長

今の地方消費税の課税標準、今、消費税額になっておるわけですけれども、技術的に課税標準を、言わば国税と同じように資産の譲渡にすることは可能だと思います。

それで、地方団体が全体として、例えば地方の消費税収を上げたいというときには、今でも消費税額の1%になっていますのを2%にすることは可能なわけですから、そこは技術的な違いだと思います。

都道府県税課長が、今、説明されたように、各団体が税率を独自に設定するような形で税率を上げられるかということ、そこは今の多段階型の付加価値税ではなかなか難しいと、都道府県の県境に税関がないと、なかなか適正な執行ができないという問題が出てこようかと思いますが、峰崎参与がお話になった、どういうふうな課税標準を選ぶかというのは、技術的な問題かなという感じはしております。

それから、去年、子ども手当を非課税とした経緯ですけれども、これは厚労省の方から非課税にしてくれという要望があったことも事実なんですけれども、子ども手当を含む、いろんな移転支払いについて課税することは、恐らく理論的にも技術的にも可能だと思います。

去年、所得制限の議論との関係で、一定の所得以上の人について課税するとしたら、どんな方法があるかという議論が一度ありまして、なかなか線引きをしたり、一定の所得水準以下の人に所得控除を設けるといようなことにすると、源泉徴収段階でどうするかとか、いちいち子ども手当をもらった人がすべて申告に来なければいけないのかとか、そういうかなり技術的な問題があるので、そう簡単ではありませんという説明を副大臣時代の峰崎参与にさせていただいた経緯はあろうかと思いますが、そこは課税をすると決めて制度設計をすることは可能だと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○大澤委員長代理

その点でいえば、一般に高福祉・高負担の国と言われる北欧諸国では、現金給付にかなりの課税をしております、対GDP比にして4%以上を現金給付から更に税収として取り戻すということをしております。

特に課税の対象として大きいのは、年金となぜか失業手当なんです。それから、子ども手当、チャイルド・ベネフィットに関しては、OECD諸国の中では非課税扱いにしている国は多いかと思いますが、課税している国も皆無ではございません。でも、大きいところは、やはり年金と失業給付ですね。

○神野委員長

どうぞ。

○中里委員

極めて余計なことなんですが、峰崎先生の2番目のお話ですけれども、大阪府知事がなさらなければ、国税の25%を国税の30%なり40%にとという地方税法改正の提案を地方団体にいただければいいということだと思います。要するにそういうことですね。

○峰崎内閣官房参与

そういうことです。その税率を変えればいいということだけです。

○神野委員長

いずれにしても、条例でもう一回書き直すわけですね。

○中里委員

全都道府県ですね。

○神野委員長

そうです。地方税法は標準を決めているだけですから、そのとおり執行されるわけではなく、各地方公共団体が条例をつくり直します。

時間が押しておりますので、よろしいですか。そろそろ消費課税については、打ち切らせていただいて、会議を終える前に中里委員から、これは皆さん御存じだと思いますが「最高裁判決研究会」報告書について御説明をいただくことになっておりますので、お願いいたします。

○中里委員

資料が2つありますか。論点についてというものと報告書の概要です。大体報告書の概要を見ていただければよろしいんですけども、今年の7月6日に、生保年金についての最高裁判決が出て、相続税と所得税が両方課されるということに関して、違法であるという判決が出ました。それについて、三木先生と私、それと租税法研究者の方々8人で研究会を持って、今後この判決の射程を踏まえて、どういうふうを考えていったらいいのかということを検討したわけです。その報告書を先生方にお配りしてございます。

詳しいことは後で読んでいただきたいと思います。面白いかどうかわかりませんが、

なかなか勉強になるものですが、概要の方を見ていただくとエッセンスがご理解いただけると思います。

「1. 最高裁で争われた課税関係及び判決の趣旨」というところですが、今般の最高裁判決が相続税法 24 条の解釈を軸に展開されていることにかんがみれば、本判決の直接の射程として法令の解釈変更により対応すべきものは、同条によって評価がなされる相続財産、つまり「定期金」に限定されると考えるのが相当であるということでございます。

判決というのは、個別具体的な事件について結論を下したものですから、それ以外のことについては基本的には述べていない。ただ、理論上そこからどういうことを汲むかというのは別の話ということですが、この判決が直接言っているのは、あくまでも 24 条との絡みでの「定期金」のことです。

ただ、最高裁がこういう判決を下したということの意味は大きいわけですから「定期金」以外の相続財産についても、最高裁判決の趣旨を汲んで、一定程度は検討しなければいけないということで検討したわけです。

「2. 『定期金』以外の相続財産について」の「(1) 土地・株式、無体財産権などについて」ということが書いてありますけれども、土地・株式等の財産から生ずる将来収入は、「定期金」のように事前に確定しておらず、また、相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得ることから、相続時点における財産評価と、実際に相続人当人が受け取ることとなる将来収入が「定期金」の事案で判示されたのと同様の意味においては「経済的価値において同一」であると考えることができるかどうかは一概に言えないのではないかという意見がございました。

また、これも重要ですが、土地・株式等「元本」が減価しない財産については、地代・配当等に対する所得税は「運用益」部分に対してのみ課されている。つまり、元本に食い込んで課税はされないということです。他方、減価償却資産については、所得課税に当たっては減価償却費相当額が必要経費として控除されており、「元本」部分が「運用益」として課税されることが防止されている仕組みになっております。

したがって、以上を踏まえれば、相続財産となったこれらの財産に対して時価に基づき相続税を課税しつつ、かつ、当該財産から将来生じる収入等＝運用益に対して所得税を課税することが本判決の趣旨に照らして問題があるとは言えないということです。つまり「運用益」には所得税を課税していいということになるのではないかというのが、この研究会の結論でございます。

2 ページ目は「定期金」以外の相続財産についての各論で、取得価額の引き継ぎとかいろいろ技術的な問題が出てくるわけですが「(2) その他の財産」の「①土地、株式等の値上がり益」は、この図を見ていただくとわかりますが、先代が取得したときから相続の時期までに値上がりが生じていて、更に相続した後値上がりしている場合に、相続税は先代が取得して、相続時点で先代の取得以後値上がりした部分に課され、更にその部分を含めて相続人が譲渡したときに全体に所得税が課税されますから、相続税と所得税が両方かかっているよ

うに見えるわけです。これについては、所得税法 60 条 1 項というのがございまして、先代の取得価額を引き継いで所得税を課税するんだという条文がございまして、問題はない。問題はないというか、これは両方かけなければいけないということになるのではないかと考えられるということです。

3 ページ目は「定期金」以外の相続財産で、その他の財産、土地とか株式以外のものの中で、定期預金の利子、配当期待権等について問題があり得るということで、これも下の図を見ておいていただきたいのですが、これについて、例えば満期前の定期預金を相続した場合、相続税は定期預金の元本、既経過利子から既経過利子に係る源泉所得税を引いたものに対して相続税が課税されます。他方、定期預金の利子への課税は、満期日にまとめて相続人から源泉徴収されることとなりますので、こうした現行税制については、経過利子分について相続税の課税と所得税の課税と両方がなされているのではないかと議論があり得るわけです。

現行の取扱いは、被相続人段階で所得税が課されていない②の部分について、③の合理的な所得課税を確保する措置であって、しかも相続税の評価に当たって源泉所得税額（③）を除くことによって、相続時点で利子を受け取って所得税を支払った残額を相続した場合と同様の取扱いとなることから、必ずしも所得税法 9 条 1 項 16 号、これは相続税の課税された財産に対する所得税の課税を禁じた条文で、最高裁判決で問題になったものでございますが、これに抵触するものではない。土地や株式に関する 2 枚目の紙と同じように、もともとの元本から増えた部分について、所得税の課税が先代の限りでなされていないので、あと相続人の方でなされることを確保するという点では、ここも同じではないかと考えたわけです。

ただし、相続税・所得税の課税関係において、先に述べた土地・株式等の値上がり益と、ここの定期預金の既経過利子とは、以上のように本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、土地とか株式等の値上がり益については、所得税法 60 条 1 項という明文の規定が置かれているのに対して、この定期預金の利子等については明文の規定がないので、何と云うのか、こういう場合には土地や株式等の場合と同様の議論が生じ得ることを考えれば、現行の取扱いをディフェンドする意味で、確認的な意味で立法的手当を講じて法律をつくっていただくということが、一番法的安定性に資する。無用の混乱を避けることができるのではないかと結論を一応出したわけです。かなりかんかんがくがくの議論がなされたんですけども、一応こういうことでまとまったということでございます。

以上、御報告させていただきます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。また、御苦勞様でございました。

それでは、ただいまの報告書について、御質問があればお願いしたいと思います。

三木先生、何かありますか。

○三木委員

私は、今の中里委員の御説明で結構だと思います。これは皆さん御存じのように、事件は相続によって御主人が掛けてくれた保険の中に、230万円を10年間年金として受け取れる権利も付いていた奥さんが、230万円かける10年分について、つまり2,300万円の6割が相続税の課税対象に入ったんです。その後、230万円を現実にもらったら所得税がかけられたんです。相続税で既に課税されているのではないかということから起きた問題で、マスコミでは二重課税は違法という報道がありましたので、あれはあくまでも所得税法9条1項15号によって、相続によって取得したものについては所得税は課すことができないという規定の解釈で、相続によって取得しているものがありましたから、6割部分は相続によって取得しているわけですから、これについて改めて所得税をかけるのはおかしいという判決で、一般論として二重課税がいけないと言ったものではなかったものですから、そのことを確認するためにも、中里委員の方でこういう形でまとめてくれたことになります。

○神野委員長

ほかによろしいでしょうか。我々は単純ですから、今の話だと、峰崎参与がおっしゃったような、移転所得は所得ではないと書いてあるだけではないかと読むので、当然ストックというある時点で存在している財産の移転に対して課税する相続税と、それから、一定の期間、増分であるフローにかかる課税とは、それが二重課税だと言われたら日本の税金はみんな二重課税になるので、何か納得ができない。ただ単に所得税法上、移転所得は所得ではないと書いてあるだけではないかと読めてしまうけれども、そうではないんですね。

○中里委員

神野先生がお若いころと言ったら失礼ですが、私も若かったわけですが、お書きになった論文で、シャープ勧告その他について実に詳しく御検討なさったので、我々はみんなそれで勉強したわけですが、そのとおりだと思います。

ただ、最高裁のこの事案は、定期金に関するものであり、定期金というのは、このストックというのがフローの塊ですから、いかにも両方かけているように見えた最高裁が御判断なさったということで、それはそれで「定期金」については、これはこれで合理的だと思います。

○神野委員長

ほかになれば、よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、皆様方に御承知おきいただいたことにいたしまして、まだ時間は十分ございますので、何か戻って議論すべきことがあれば、事務局の方から何か足りないところはありますか。

○新川税制第二課長

結構でございます。

○神野委員長

もう一つ重要なことを忘れておりました。つまり、これで終わりにすると次の段階に入りまして、この報告書の取扱いについて、資料の右肩にございますとおり、後日税制調査会に

報告をいたします。報告されるまでは委員会限りの取扱いとしておいていただきたいという
お願いをございまして、その関係もございまして、余り大きな議論もなかったとは思いますが、
本日の議事内容については、それまでの間非公開とさせていただくということを御了解
いただければと思います。

それでは、本日の会合についてはこれで終了したいと思います。

次回につきましては、11月8日月曜日、午後2時からこの場所で開催させていただく予定
になっておりますので、よろしく願いいたします。議題は、法人課税とする予定でござい
ます。

また、先日、国際課税小委員会で論点整理の素案をとりまとめていただきましたので、そ
れを受けまして専門家委員会でも論点整理を行う必要がございます。この間の納環小委と同
じことですが、これについても議論をさせていただければと思っておりますので、御協力を
よろしく願いいたします。

それでは、本日の記者に対する説明は、この後この場所で、私の方から行いますので、よ
ろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。御協力を感謝いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、
速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。